

老人クラブの保険はクラブ活動を支えています

問 ケガをしたので事故報告書を書いています。友人から保険の書類は治療完了後に送れと言われました。それでよろしいのですか？ 送るときに診断書も添付するのでしょうか？

答 「事故報告書」はケガ人発生の第一報であり、保険金請求書ではありません。治療中であっても、事故後30日以内を目途に保険会社宛に郵送してください。事故報告書を出してから約3週間後に、保険会社からケガをしたご本人宛に正式な保険金請求書類が届きます。事故報告の段階で予め診断書を用意する必要はありません。保険金請求手続きのご案内や保険会社からの要請に基づいて提出することになります。

このご案内は、老人クラブ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険、普通傷害保険についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

資料請求は、全国老人クラブ連合会の資料請求専用 FAX (03-3597-8767) までどうぞ。

取扱代理店 シニアサービス社 TEL 03-3597-8769

引受保険会社 東京海上日動火災保険（株）

担当課：医療福祉法人部 法人第二課 TEL 03-3515-4144